平成22年9月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 本橋真生夫 平成22年(ネ)第2912号,第3673号 不当利得返還請求本訴控訴,貸金 請求反訴事件(原審・千葉地方裁判所平成21年(ワ)第942号)

口頭弁論終結日 平成22年7月13日

判

決

千葉県船橋市

控 訴 人 兼 被 控 訴 人 (原審原告・当審反訴被告)

(以下「控訴人」という。)

糧

同訴訟代理人弁護士 東京都千代田区大手町1丁目2番4号

被 控 訴 人 兼 控 訴 人 (原審被告・当審反訴原告)

プロミス株式会社 (以下「被控訴人」という。)

同代表者代表取締役同訴訟代理人弁護士

久 保 傷

加藤洋

山

茅

主

- 1 控訴人の控訴に基づき,原判決を次項のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、229万5083円及びうち212万7111 円に対する平成21年4月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人の控訴を棄却する。
- 4 被控訴人の当審反訴請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人の負担とする。
- 6 この判決の2項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

- 1 控訴人の控訴の趣旨
 - (1) 主文1, 2項と同じ
 - (2) 訴訟費用は、第1,2 審を通じ、被控訴人の負担とする。
 - (3) 仮執行宣言
- 2 被控訴人
- (1) 控訴の趣旨
 - ア 原判決中被控訴人敗訴部分を取り消す。
 - イ 控訴人の請求を棄却する。
 - ウ 訴訟費用は、第1、2審を通じ、控訴人の負担とする。
 - (2) 当審反訴請求の趣旨
 - ア 控訴人は、被控訴人に対し、46万6526円及びうち45万9725 円に対する平成21年2月27日から支払済みまで年26.28%の割合 による金員を支払え。
 - イ 反訴請求に係る訴訟費用は、控訴人の負担とする。
 - ウ 仮執行宣言

第2 事案の概要

1(1) 本訴事件は、控訴人が、平成5年11月4日から平成19年7月11日までの間に貸金業者である株式会社タンポート(平成14年4月1日に「株式会社プラット」と、平成17年6月13日に「株式会社クオークローン」と、平成19年12月1日に「株式会社クラヴィス」とそれぞれ商号の変更をした。以下「クラヴィス」という。)との間でクラヴィスを貸主とし、控訴人を借主として借入れと弁済とを繰り返す継続的な金銭消費貸借取引(以下「第1取引」という。)を、平成19年7月11日から平成21年1月27日までの間に被控訴人との間で被控訴人を貸主とし、控訴人を借主として借入れと弁済とを繰り返す継続的な金銭消費貸借取引

(以下「第2取引」という。)をそれぞれ行ったが、それらの各弁済金のうち利息制限法(平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。)所定の制限を超えて約定利率による利息として支払った部分を元本に充当することにより過払金が生じており、かつ、被控訴人がクラヴィスの第1取引に係る過払金返還債務について債務引受けをしたとして、不当利得返還請求権に基づき、229万5083円(第1取引及び第2取引を通じた過払金元金212万7111円及びこれに係る第2取引の最終取引日である平成21年4月3日までの既発生の民法704条の利息16万7972円の合計額)並びに上記過払金元金に対する同年4月4日から支払済みまで年5分の割合による民法704条の利息の支払を求めたものである。

- (2) 反訴事件は、被控訴人が当審において反訴を提起し、控訴人に対し、第2 取引に関し、その各弁済金のうち利息制限法所定の制限を超えて約定利率に よる利息として支払った部分を元本に充当するいわゆる引直し計算(以下 「引直し計算」という。)をした上、その残貸金債権46万6526円(最 終取引日である平成21年1月27日時点の残元金45万9725円及びこれに対する控訴人が支払を停止して期限の利益を失った日である同年2月2 6日までの利息制限法所定の制限利率(年18%)の割合による確定利息6 801円の合計額)並びに上記残元金に対する同月27日から支払済みまで 約定の年26.28%の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。
- 2 原判決は、被控訴人の本訴請求につき、41万3252円及びうち39万5 000円に対する平成21年4月4日から支払済みまで年5分の割合による金 員の支払を求める限度で認容し、その余を棄却したため、控訴人及び被控訴人 がこれを不服としてそれぞれ控訴をした。
- 3(1) 本訴事件に係る争いのない事実等(当事者間に争いがない事実並びに証拠 及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実)は、次のとおりである

(各事実に係る記載の末尾にその根拠を挙示する。)。

ア クラヴィスは,第1取引当時,貸金業法3条所定の登録を受けていた賃金業者であった。(弁論の全趣旨)

被控訴人は、同登録を受けた貸金業者である。(争いがない。)

- イ 控訴人は、グラヴィスとの間で、平成5年11月4日から平成19年7月11日までの間、原判決別紙計算書1の「年月日」欄記載の各日に、これに対応する「借入金額」及び「弁済額」欄記載の各金員に係る借入れと弁済とをして第1取引を行った。(甲1、弁論の全趣旨)
- ウ 被控訴人は、クラヴィスとの間で、平成19年6月18日、クラヴィスがその顧客に対して負う同顧客との間の貸付取引に係る過払金返還債務について、これを併存的に引き受ける旨の合意(以下「本件債務引受合意」という。本件債務引受合意の帰趨、効力等については、後に判断するとおりである。)をした。(争いがない。なお、本件債務引受合意がされた日時につき、甲14)
- エ(7) 控訴人は、被控訴人との間で、平成19年7月11日、借入れと弁済 とを繰り返す継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約(以下「本件基 本契約」という。)を締結した。
 - (4) 控訴人は、被控訴人から、同日、本件基本契約に基づき、同日時点の第1取引の残債務相当額の69万1920円を借り受け、この金員で第1取引に係る残債務の弁済をし、第1取引を終了した(以下、上記のとおり、被控訴人が控訴人との間で本件基本契約を締結した上、69万1920円を貸し付け、控訴人がこれをもって第1取引に係る残務を完済した一連の行為を便宜上「本件切換手続」という。)。(上記69万1920円の交付の有無を除き争いがない。上記の借受けについての金銭消費貸借契約の要物性の具備の有無については、後に判断する。)

- (ウ) 控訴人は、被控訴人との間で、本件基本契約に基づき、平成19年8月1日から平成21年1月27日までの間、原判決別紙計算書2の「年月日」欄記載の各日に、これに対応する「弁済額」欄記載の各金員の弁済をして第2取引を行った。(甲2、弁論の全趣旨)
- (エ) 控訴人は, 控訴人訴訟代理人弁護士に対し, 第2取引に係る債務の 処理を委託し, 同弁護士は, 被控訴人に対し, 平成21年2月26日 ころ, その旨通知した。(27)
- (2) 本訴事件の争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

ア 争点1

本件債務引受合意の解除の有無

(7) 被控訴人の主張

被控訴人及びクラヴィスは、控訴人による受益の意思表示がされるより前の日である平成20年12月15日、本件債務引受合意を合意により解除した。

(4) 控訴人の主張 否認する。

イ 争点2

- ・被控訴人が控訴人に対し、本件債務引受合意に基づく併存的債務引受け の効力が発生しない旨主張することについての信義則違反の有無
- (7) 控訴人の主張
 - a 被控訴人は、控訴人が被るべき不利益を顧みず、自社の業績改善を図る利己的動機の下過払金が生じていた第1取引についてなお借入金債務が残存する旨虚偽の事実を申し向けて控訴人に本件切換手続に応じさせ、第1取引の残債務の弁済をさせたことは、違法かつ利息制限法を潜脱する行為であるとともに、控訴人を受益者とする第三者のためにする契約である本件債務引受合意について、控訴人が受益の意

思表示をする機会を奪ったものであるから、被控訴人が、本件債務引 受合意を合意解除したことを理由としてクラヴィスの過払金返還債務 についての債務引受けの効力を否定することは、信義則に反し、許さ れない。

b 控訴人は、被控訴人に対し、本件訴えの提起により本件債務引受 合意について受益の意思表示をした。

(イ) 被控訴人の主張

被控訴人は、控訴人に対し、本件切換手続の理由及び内容を説明し、 控訴人はこれを理解し、その自由な意思に基づいて本件切換手続を行ったものであり、また、被控訴人は、その際、第1取引について過払 金が生じていることを知らず、控訴人がクラヴィスから過払金の返還 を受けることが困難になることも予想することができなかったから、 本件債務引受合意の合意解除による第1取引に係る過払金返還債務に ついての債務引受けの効力が生じない旨主張することは、信義則に反 しない。

ウ 争点3

クラヴィス及び被控訴人の悪意の受益者(民法704条)該当性

(7) 控訴人の主張

クラヴィス及び被控訴人は,第1取引及び第2取引に関し,民法70 4条の悪意の受益者である。

(イ) 被控訴人の主張

控訴人の主張を争う。

4(1) 当審反訴事件における反訴請求の請求原因事実は、本判決別紙請求の原因及び添付計算書に記載のとおりであり、平成19年7月11日における控訴人に対する貸付金69万1920円の金員の交付の有無を除き、当事者間に争いがない。

- (2) 上記請求原因事実に対する控訴人の反論は、次のとおりである。
 - ア 控訴人は、平成19年7月11日の貸付に係る69万1920円の金 員の交付を受けていないから、被控訴人主張の金銭消費貸借契約は成立 していない。
 - イ 仮に、上記金銭消費貸借契約が成立したとしても、被控訴人は、クラヴィスの第1取引に係る過払金返還債務を承継し、その過払金が控訴人の第2取引に係る借入金債務の弁済に充当され、その結果、その元本が完済されることとなるから、被控訴人の有する貸金債権は消滅した。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の本訴請求は理由があり、被控訴人の反訴請求は理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおりである。
- 2 第1取引について

第1取引は、貸付限度額(極度額)を設けてその残高に応じた毎月の弁済と 新たな借入れとを繰り返して継続的な貸付取引を行うことを内容とする基本契 約に基づいてされたものであり、引直し計算をすると、その最終取引日(平成 19年7月11日)時点において、残元本が完済された上、過払金が生じてい たものと認められることは、原判決の「享実及び理由」中の「第3 争点に対 する判断」の1の柱書き及び(1)の記載のとおりであるから、これを引用する。

- 3 第1取引から第2取引に至る経緯等について
 - 前記争いがない事実等,証拠(甲4から7,12及び14,乙1,2及び
 - 3) 並びに奔論の全趣音によれば、次の各事実が認められる。
 - (1) クラヴィスは、平成12年5月19日、株式交換により被控訴人の子会社 となり、その後、被控訴人がネオラインキャピタル株式会社に対しクラヴィ スの全株式を代金1円で譲渡するまでの間、被控訴人の完全子会社であった。
 - (2)ア 被控訴人は、経営改革の一環として、平成19年春ころ、いわゆる消費者金融の事業を営む被控訴人の子会社の再編に係る施策(以下「本件施

策」という。)を策定し、同年5月1日ころ、これを公表した。

- イ 本件施策の概要は、次のとおりである。
 - (ア) クラヴィス及び同じく被控訴人の子会社で貸金業を営んでいたサンライフ株式会社(以下「サンライフ」という。)は、その新規貸付及び 既存顧客への追加貸付を中止する。
 - (4) 両社の貸金債権は、その内容に応じて被控訴人又は被控訴人の関連会社であるパル債権回収株式会社に譲渡する。
 - (ウ) 両社は、譲渡に適さない貸金債権についての管理回収業務を行うために存続させる。
 - (x) 両社の有人店舗、債権管理センター等の拠点を全廃し、その各管理部門もできる限り縮小するとともに、その社員について、上記管理回収業務等に従事する一部の者を残し、その他の者を被控訴人又はその関連会社に転籍させる。
 - (オ) 本件施策は、平成19年10月までに実施する。
- (3)ア 被控訴人及びクラヴィスは、平成19年6月18日、本件施策のうち、 クラヴィスの貸金債権について後記の切換契約の方法により被控訴人が同 貸金債権に係る顧客との間で新たに極度貸付基本契約を締結するなどして 貸付取引を行うこととするものに関し、業務提携契約(以下「本件業務提 携契約」という。)を締結した。 [甲14]
 - イ 本件業務提携契約に係る「業務提携契約書」の条項中には、以下のもの がある(引用した文辞は、一部省略したほかは原文のままであり、甲は被 控訴人を、乙はクラヴィスを指す。)。
 - (7) 第2条(定義)
 - (1) 「切替契約」とは、甲と乙の顧客との間で締結される、甲が取扱 う極度貸付基本契約を含む消費者向け無担保ローンに関する契約のこ とをいう。

- (2) 「対象顧客」とは、乙が有する対象債権のうち、甲または乙が行う切替契約の案内の対象となる顧客をいう。なお、対象顧客の選定にあたっては、甲乙協議の上定めるものとする。
- (3) 「申込顧客」とは、対象顧客のうち、乙との間で切替契約の締結を希望する顧客をいう。
- (4) 「契約顧客」とは、甲との間で切替契約を締結した乙の顧客をいう。
- (イ) 第3条 (業務提携の内容)
 - 1. 甲は、切替契約に係る以下の各号に定める媒介業務(以下、「本件業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) 申込顧客について、切替契約の申込みを取次ぐ業務
 - (2) 申込顧客から徴求した切替契約に必要な書類の取次業務
 - (3) 申込顧客に対する切替契約にかかる申込書、パンフレットその他の案内文書の配布および送付業務
 - (4) 対象顧客のデータ分析業務
 - (5) 前各号に付随する業務
 - 4. 甲は,以下の各号に定める業務を行うものとする。
 - (1) 申込顧客に対する審査業務
 - (2) 契約顧客に対する与信・途上与信・債権管理業務
 - (4) 切替契約に関する顧客情報データ分析・市場分析業務(乙に対する提供を含む。)
 - 6. 甲は乙に対し、本件業務の遂行に関する状況を勘案して、必要な 指示等をすることができるものとする。
- (ウ) 第5条 (併存的債務引受と費用負担)
 - 1. 甲および乙は、契約顧客からの利息返還請求等の申し出がある場合は、取引開示においては甲乙各自で行うものとする。
 - 2. 乙が契約顧客に対して負担する利息返還債務および当該利息返還

債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他乙が契約顧客に対して負担する一切の債務(以下,「利息返還債務等」という。)について,甲乙双方が連帯してその責を負うものとし,これにより生じた甲と乙との連帯債務における両者の負担部分は,甲は0割,乙は10割とする。

- 3. 甲および乙は,契約顧客に対して,切替契約後におけるすべての 紛争に関する申出窓口を甲とする旨を告知する。なお,契約顧客への 告知の方法は口頭および確認書への記載をもって行うものとする。
- 4. 契約顧客からの利息返還請求等の申し出が甲乙いずれになされた 場合でも、甲は、申出窓口の管理者として善良なる注意をもって対応 する。
- 5. 契約顧客が乙に対して支払済みの金員に対し、不当利得を根拠に 利息返還請求を行い、第2項に基づき甲が利息返還債務等を履行した 場合は、甲は、第2項に定める負担割合に従い、乙に対する利息返還 債務等に係る求償権を取得し、当該求償権を行使することができるも のとする。
- 7. 本条は本契約が終了された場合も存続する。
- (エ) 第6条(苦情・紛争の処理)
 - 1. 対象顧客から甲または乙に対して、切替契約に関する苦情等があったときは、紛争が生じた場合も含めて、甲の責任において処理するものとする。
- (オ) 第7条 (顧客情報の相互提供)
 - 1. 甲および乙は、顧客情報を、適法な範囲かつ本契約にかかる業務を遂行するために必要な限度で、相手方に対し相互に提供する。
 - 前項による顧客情報の提供の時期および方法ならびに提供する情報の項目については、甲および乙が別途協議のうえ定めるものとする。

- (4)ア 控訴人は、平成19年7月初旬ころ、被控訴人から郵送された、第1取 引の借入金債務の弁済先を被控訴人とするための手続を行うよう依頼する 旨記載された善簡を受領した。
 - イ 控訴人は、被控訴人と貸付取引をしたことはなかったが、他にも貸金業者に対する借入金債務の弁済をする必要があり、自己の資力で第1取引の借入金債務を直ちに完済することができなかったことから、なおこれに対する毎月の定額の弁済を継続したいと考え、その弁済先を被控訴人とするためなどの理由から最寄りの被控訴人の船橋支店に赴いた。
- (5)ア 控訴人は、平成19年7月11日、上記船橋支店を訪れ、同社員(以下「担当社員」という。)の指示を受けて被控訴人宛ての極度額借入基本契約(本件基本契約)についての申込書(乙1)に住所及び氏名その他所定の事項を記載した上、「ご希望の契約額(極度額)」欄及び「ご希望の借入額(受取額)」欄に担当社員から教示及び指示を受けて「¥691920」と手書きし、これを担当社員に提出した。上記の金額は、同日時点の第1取引の残債務額に等しいものである。
 - イ(ア) また、控訴人は、併せて、被控訴人及びクラヴィスを名宛人とする 残高確認書兼振込代行申込書(乙3)に所定の事項及び第1取引に係 る借入金債務の残元金額が69万1920円(利息は零円)である旨 記載して署名し、これを前記担当社員に提出した。同申込書は、「プロミスグループ再編により」被控訴人が「株式会社クオークローン」 「に対して負担する債務を、新たにプロミス株式会社からの借入により完済する契約の切替について」依頼及び同意をすることを内容とし、 その旨不動文字であらかじめ印字されているものである。
 - (イ) 上記申込書には不動文字で控訴人のクラヴィスに対する借入金債務を完済するため、その口座への振込代行を依頼する旨及び同口座が印字されており、控訴人は、振込希望額欄に「691,920」と手書

きした。

- (f) さらに、控訴人は、同申込中の第1取引についての「契約に係る書類、および交付される領収書の取扱い」に係る対応する選択肢のうちの「破棄」欄の口に「✓」印を付けてこれを選択した。
- (エ) 加えて、同申込書には「4 契約切替後のお問合せ窓口、および株式会社クオークローン/サンライフ株式会社における本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」との条項が不動文字で印字されている。
- ウ また、控訴人は、前記各申込書を提出した際、担当社員から「契約内容確認書」(乙2)を受領した。この確認書は、借入極度額として「¥691、920」とチェックライターで印字され、借入利率が年25.00%、約定支払期日が毎月5日である旨などが記載されている。
- (6) 被控訴人は、控訴人との間で、平成19年7月11日、前示の本件基本契約に係る申込書(乙1)及び残高確認書兼振込代行申込書(乙3)の提出を受け、本件基本契約を締結し、控訴人に対し69万1920円を貸し付けた上、原告を代行し、クラヴィスに宛てて同額の金員を振込送金し、第1取引に係る借入金債務を完済させ、もって、本件切換手続を了した。
- (7) 控訴人は, 平成19年7月11日以降, 本件基本契約に基づき, 第2取引を行った。
- (8) クラヴィスは、平成19年12月にろ、貸金業を廃業し、貸金業の登録の抹消を受けた。
- (9) 被控訴人とクラヴィスは、平成20年12月15日、本件債務引受合意を 解除する旨合意した。
- 5 争点1及び2について
 - (1) 以上の認定事実によれば、本件切換手続において、第1取引は、平成19

年7月11日,控訴人が被控訴人から第2取引に係る本件基本契約に基づき 新たに借り入れた金員をもって同日時点の第1取引の残元金債務69万19. 20円を弁済するいわゆる借換えにより終了したものとして処理されたもの であり、第1取引及び第2取引は、その基本契約及び貸主を異にする別個の 貸付取引である。

しかるところ,前記認定事実を総合勘案すれば,次の各事実を認めることができる。

ア 被控訴人は、貸金業法等の関連法令の改正、貸金業者に対する過払金返還請求や過払金をめぐる裁判手続等の増加等により貸金業をめぐる社会経済情勢が厳しくなりつつあったこと(これらは、公知の事実である。)を踏まえ、プロミスグループと称していた関連金融子会社の再編に係る本件施策の一環として、廃業を予定するクラヴィス及びサンライフの顧客の中からいわゆる優良顧客を選別し、爾後その者との間で継続的な貸付取引を行って収益を得る意図の下に、クラヴィスとの間で本件業務提携契約を締結したものであり、かつ、自己の顧客として取り込んだクラヴィスの顧客から過払金返還請求を受けることをあらかじめ想定し、円滑な再編を進めるため、本件債務引受合意をしたものである。

イ 「切替契約」(前示の本件業務提携契約2条(1)。以下,単に「切替契約」という。)は、被控訴人がクラヴィスの顧客との間で、同顧客に対しそのクラヴィスに対する借入金債務の残額相当の金員を貸し付け、その金員をもって上記借入金債務を完済させ、爾後被控訴人との間で貸付取引を継続させるために締結する借入極度額基本契約をいうものであるところ、かかる契約の締結を勧誘するクラヴィスの顧客の選定は、本件業務提携契約に基づき、被控訴人がクラヴィスから顧客情報の提供を受けた上、クラヴィスとの間で事前に協議して行っており、控訴人もこのような作業を経て切替契約の対象となる顧客として選定されたものであり、本件基本契約

の借入極度額及び実際の借入額が第1取引の残債務と同額に設定されたことをも併せ勘案すれば、被控訴人は、第1取引の履歴をも承知していたものと認められる(他方、被控訴人は、本件切換手続における本件基本契約の締結に際し、控訴人の運転免許証は確認したが(乙2、弁論の全趣旨)、当時の控訴人の稼働状況、具体的な資産や収入の状況等について具体的な与信審査をしたことを認めるに足りる的確な証拠はない。)。

ウ 一方,前示の残高確認書兼振込代行申込書(乙3)に記載された,「プロミスグループ再編により」被控訴人が「株式会社クオークローン」「に対して負担する債務を,新たにプロミス株式会社からの借入により完済する契約の切替」の法的意味について,控訴人が担当社員から具体的な説明を受けたことを認めるに足りる的確な証拠はなく,むしろ,上記の文辞は,これを素直に読めば,一般の顧客にあっては,切替契約が被控訴人及び関連会社全体の再編の一環として行われるものであることから,これによって従前の貸付取引及びこれに係る権利義務関係が被控訴人に承継されるものと認識理解する余地があることを否定しがたい。

また、控訴人が本件切換手続に応じないことができ、その場合には第1取引の爾後の処理がどのようになるかについて、担当社員が具体的な説明をしたことを認めるに足りる的確な証拠はなく、前記認定に係る本件切換手続に至る経緯及び当時の控訴人の負債の状況に照らし、控訴人は、本件切換手続に応ずるか否かを決するについて、その自由意思が排除されていたとまでは認められないとしても、主体的に、かつ、貸付取引の条件の優劣等を検討した上で経済的合理性に基づいて判断したものと評価することは難しく、むしろ、被控訴人の前記船橋支店における担当社員の説明及び指示のままに前示の本件基本契約の申込書(乙1)及び前示残高確認書兼振込代行申込書(乙3)の作成提出に至ったものと認められる。

(2)ア 以上の諸点を踏まえ、かつ、本件債務引受合意が合意解除されるより前

の時点において被控訴人側において作成されたものと認められる前示残高 確認書兼振込代行申込書 (乙3)の体裁及び文辞, とりわけ, 同申込書中 の、不動文字で印字された「プロミスグループ再編により」被控訴人が 「株式会社クオークローン」「に対して負担する債務を、新たにプロミス 株式会社からの借入により完済する契約の切替について」依頼及び同意を する旨の条項とともに、不動文字で印字された「4 契約切替後のお問合 せ窓口、および株式会社クオークローン/サンライフ株式会社における本 日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株 式会社となることに異議はありません。」との条項を併せて読解すれば、 被控訴人は、これらの条項により、第1取引に係る爾後の法律上の問題及 び権利義務関係に関する処理は、被控訴人において行うこととし、その一 内容として、当時本件債務引受合意に基づいてクラヴィスとの関係におい て第1取引に係る過払金返還債務を負っていた被控訴人においてこれを引 き受ける旨の意思を控訴人に対しても表示したものと認めるのが相当であ る。そして、前示のとおり、同申込書3項において、第1取引についての 「契約に係る書類、および交付される領収書」、すなわち、第1取引の重 要な証拠書類の破棄を被控訴人又はクラヴィスに依頼することを被控訴人 側が自ら選択肢として設け、控訴人がこれを選択したことは、当事者間に おいて爾後の第1取引の管理及び処理を被控訴人において引き受けること を黙示的に合意したものと解される。

イ そうすると、前記認定に係る本件切換手続の経緯を前提として、その手 続を進める過程において、控訴人が本件基本契約の申込書(乙1)及び残 高確認書兼振込代行申込書(乙3)を作成し、これを被控訴人に提出した ことは、控訴人を受益者とする第三者のためにする契約であると解される 本件債務引受合意について、受益者である控訴人が諾約者である被控訴人 に対し、少なくとも第1取引について過払状態にある等の蓋然性が生じた 場合には、その過払金の返還を請求する相手方が被控訴人となることを了解して上記作成及び提出をしたものという意味において、黙示の受益の意思表示をしたものと認める余地があるものと考えられる。

- (3)ア そこで争点 2 (信義則違反) について検討するに、以上の認定判断に加え、更に以下の点を指摘することができる。
 - (ア) 前示のとおり、被控訴人は、第1取引の履歴を承知していたものと 認められ、引直し計算をすれば、第1取引について過払金が生じてい ることを知り,又は少なくともその可能性が高いことを知り,若しく はそれを当然に予測することができる状況にありながら、なお第1取 引において69万1920円の借入金債務が存在するものとして本件 切換手続をし、控訴人に対し新たに同額の金員の貸付をしたものであ る。しかるときは,金融業者が,他の業者に借入金債務を負っている 者に対し、それらの債務の完済のための借換え又は当該金融業者に対 する借入金債務へのいわゆる一本化のために新規貸付又は追加貸付を する一般的な場合と異なり、本件切換手続は、過払状態となっている 第1取引の貸主たるグラヴィスの親会社である被控訴人が主導し、か つ,本件基本契約に基づく貸付金は第1取引の弁済に充てることのみ が予定され、その振込みも被控訴人が代行し、控訴人が上記貸付金を その判断で自由に利用処分し得ないとする枠組みが採られたものであ って、控訴人に対し本来支払う必要のない金員について貸付金として その利息の支払を含めた返還義務を負わせるものであったといわざる を得ない。
 - (イ) また、本件施策の作成及び実施並びにその一環としての本件切換手 続は、控訴人とは関係のない事ら被控訴人及びクラヴィスの側の事情 によるものであることはもちろん、前記認定のとおり被控訴人がクラ ヴィスとの間で本件債務引受合意を合意解除し、クラヴィスの顧客に

対する過払金債務を履行する義務を負わないこととしたのも、本件業務提携契約締結後の社会経済情勢の変化のため、当初の目論見に反して本件施策が十分な効果を上げなかったことを理由とするものと認められ(甲7、弁論の全趣旨)、前記認定のとおりネオラインキャピタル株式会社に対し、クラヴィスの全株式を代金1円で譲渡するとともに、被控訴人が平成19年にクラヴィス及びサンライフから譲渡を受けた両社の賃金債権をネオラインキャピタル株式会社に売却譲渡した(甲7、弁論の全趣旨)のはその証左であり、本件債務引受合意の合意解除により被控訴人におけるクラヴィスの過払金債務の引受けの効果を消滅させたことも、控訴人が何ら関しない事由による被控訴人の一方的な理由に基づくものであったことは明らかである。

(ウ) さらに、被控訴人は、本件施策を策定し、実施した時点において、クラヴィスが新規貸付及び追加貸付をやめ、直近に廃業することによってクラヴィスが収益を得る方法が途絶されるのみならず、その顧客からの過払金請求に対応することが著しく難しくなり、若しくは不可能となることを予見し、又は予見することができたものというべきであり、また、そのような事態が被控訴人自身が策定した本件施策の実施によってもたらされ得るものであることも予見していたものであって、被控訴人が本件業務提携契約において本件債務引受合意を成立させたのもそのような事態に備える趣旨であったことは明らかである。そして、その後、貸金業を廃業したグラヴィスに対し多数の顧客からその貸付取引に係る過払金返還請求がされ、支払能力の不足のために十分な弁済等ができない状態にあると認められること(甲8から11、弁論の全趣旨)は、これらを裏付けるものであるとともに、本件債務引受合意の合意解除がされた時点においては、これによってクラヴィスのみが過払金返還債務を負うこととすればその履行が一層困難又は

不可能になることは, 被控訴人においてこれを予期し, 又は当然に予 期することができたものと認められる。

イ 以上の諸点に、前示のとおり、本件切換手続は、被控訴人が主導して行 ったものである上,前示の本件基本契約書の申込書(乙1)及び残高確認 **喜兼振込代行申込書(乙3)の記載内容並びにそれらの作成提出の経緯を** 併せ勘案し、さらに、本件切換手続により、第1取引の借入金債務が完済 されて終了し、以後これとは別個の第2取引が行われることとなり、控訴 人が被控訴人に対し第1取引に係る過払金返還債務の履行を求めるには本 · 件債務引受合意についての受益の意思表示が必要である旨の具体的 · 直接 的な説明をしなかった被控訴人(かかる説明をしたことを認めるに足りる 的確な証拠はない。)にあっては、本件債務引受合意に基づき自ら上記過 払金返還債務の履行をすることを所与の前提としていたためにあえて上記 のような具体的・直接的な説明をする必要性を看過していたものともうか がえ、本件切換手続に当たってのこのような被控訴人の対応のゆえに、控 訴人が本件切換手続の内容を正確に理解し、これに応ずるかどうかを熟慮 する機会が与えられず、むしろ、控訴人においては貸主が交替しつつも従 前の貸付取引が継続するものと理解認識した可能性もあることにも徴する と、被控訴人の事情により本件債務引受合意が合意解除されたことを理由 として第1取引に係る過払金債務の引受けの効果を否定することは、自ら が用意した前記各申込書(乙1及び3)の体裁及び文辞に沿わない主張を するに等しく、禁反言の原則に違背し、かかる主張は、信義則に反するも のとして許されないというべきであり、他にこの認定判断を左右するに足 りる的確な証拠はない。

したがって、被控訴人は、控訴人に対し、本件債務引受合意に基づき、 クラヴィスの控訴人に対する第1取引に係る過払金返還債務の引受けの効果としてこれを履行する義務を負うものというべきである。 (4) なお、第1取引に係る過払金の第2取引の借入金債務の弁済への充当についてみるに、前記認定に係る本件業務提携契約並びに本件切換手続の経緯及び内容、特に、本件基本契約に基づく新たな貸付金を弁済資金として第1取引の借入金債務をすべて清算して終了させた上で爾後第2取引を行うこととする枠組みにかんがみ、また、本件債務引受合意について控訴人による受益の意思表示がされ、その結果、控訴人が被控訴人に対し直接に過払金を返還する権利を取得した場合においては、上記のような枠組みは、控訴人と被控訴人間の権利義務関係の簡明化を図る意図にも出たものと解されることからすれば、そのような場合には、本件切換手続の一内容として締結された本件基本契約は、第1取引に係る過払金を第2取引における借入金債務の弁済に充当する旨の合意を含むものと認めるのが相当である。

そして、前示のとおり、被控訴人において本件債務引受合意の合意解除の効果を主張することが信義則上許されない本件においては、控訴人が本件債務引受合意の効果を享受し得る地位にある以上、控訴人による上記の受益の意思表示がされた場合と同様に、第1取引に係る過払金を第2取引における借入金債務の弁済に充当する旨の合意が存在するものとして取り扱うこととすべきである。

したがって、第1取引に係る過払金の第2取引の借入金債務の弁済への充 当及び過払金の算定は、第1取引と第2取引とを一連のものとして行うこと とするのが相当である。

6 争点3について

(1) 第1取引についてみるに、その各弁済について貸金業法(平成18年法 律第115号による同法43条1項を削除する旨の改正の効力が生ずる前 のもの) 43条1項(以下「旧43条1項」という。)の規定が適用され、 いわゆるみなし弁済が成立する事情があることを認めるに足りる的確な証 拠はなく、また、クラヴィスにおいて、利息制限法1条1項所定の利息の 制限額を超えて利息として支払われた部分(以下「制限超過部分」という。)の受領につき同項の規定の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があることを認めるに足りる的確な証拠もないから、クラヴィスは、第1取引に係る過払金の取得につき悪意の受益者(民法704条)であると推定される。

(2) 第2取引についてみるに、前記認定のとおりその約定利率は、利息制限 法所定の制限利率を超えるものであったところ、制限超過部分について旧 43条1項の規定の適用されることとなる事情又は前記特段の事情のある ことを認めるに足りる的確な証拠はないから、被控訴人は、悪意の受益者 (民法704条)であると推定される。

7 充当計算について

以上により、第1取引と第2取引とを一連のものとして充当計算を行うと、第1取引及び第2取引により生じた過払金は、本判決別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」の「年月日」欄の「H21.4.3」(平成21年4月3日)の記載に対応する「残元金」欄及び「過払利息残額」欄記載のとおり、平成21年4月3日時点において、過払金元金が212万7111円であり、これに係る民法704条の確定利息が16万7972円であったものである。

8 反訴請求について

被控訴人の反訴請求についてみるに、その請求原因事実は、69万1920円の交付の点を除き当事者間に争いがなく、前示のとおり被控訴人が用意した同額の金員をクラヴィスに振込送金して第1取引の借入金債務の弁済に充てたことは、上記の交付があったものと同視することができるというべきであるが、前示のとおり、第1取引及び第2取引を一連のものとして過払金の充当計算をすれば、第2取引の貸付金は完済されたこととなるから、反訴

請求は理由がない。

第4 結論

以上の次第で、控訴人の本訴請求は理由があるから認容すべきであり、原 判決は、これと一致する限度で相当であるが、一致しない限度で不相当であ るからこれを変更することとし、被控訴人の反訴請求は理由がないからこれ を棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 稻 田 龍 樹

裁判官 金 子 順 一

裁判官 内 堀 宏 達

